

平成23年度 第3回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

- 日 時：平成23年12月15日（木） 午前10時から11時50分まで
- 場 所：府中市役所 北庁舎 第4会議室
- 出席者：（五十音順・敬称略）
 - <委 員>10名
阿部征二、石塚幸夫、大木榮詮、小嶋澄子、高橋登、豊田朗子、那須雅美、野本矩通、吉田ヒサ子、和田光一
 - <事務局>
福祉保健部長（鎌田）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長（芦川）、地域福祉推課長（山崎）、地域福祉推進課長補佐（宮崎）、地域福祉推進課（堀）

■ 傍聴者：なし

- 議 事 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 会議録の確認について
 - (2) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について
- 3 その他

- 資 料 資料1 第2回福祉のまちづくり推進審議会会議録
- 資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画（平成22年度実績）

■ 議事概要

事 務 局：皆さまおはようございます。本日はお忙しいなかお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。ただ今より府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。

本日の会議は委員15名中10名の出席をいただいておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして、進めさせていただきたいと思っております。

議題に入る前に事前に郵送いたしました資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

なお、本日は傍聴希望の方がいらっしゃいませんのでご報告いたします。

それでは、2の議題以降につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長：皆さんおはようございます。年末のお忙しい時期にお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。まず議題の（1）「会議録の確認について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局：お手元の資料1、第2回福祉のまちづくり推進審議会会議録をご覧ください。

先日委員の皆様へ郵送で送付させていただきました会議録について、発言者名を伏せるなどの修正をしたものです。

これではよろしければ、市政情報公開室、図書館、市ホームページで公開したいと存じます。

会 長：よろしいでしょうか。

(はいとの声)

それでは、会議録については承認ということにさせていただきます。

次に議題の(2)「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について」、前回の会議では目標2まで終わったということで、今回は目標3以降を確認して、最後に総合的な話という形になります。資料2の14ページから、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、次に議題2の(2)、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について」でございますが、質疑の前に、前回の審議会にて検討されました内容について確認をさせていただきます。資料2「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画（平成22年度実績）」をご覧ください。

前回は、計画にて設定しました5つの目標について、目標ごとに平成22年度における主な関連施策の進捗状況を報告いたしました。

まず、資料1ページから6ページ、番号では1から17、福祉計画本文47ページから50ページ、でございますが、こちらでは目標1「利用者本位の仕組みづくりのために」に関連する施策の状況を報告させていただきました。具体的な事業につきましては、高齢者等関係者へのアンケート調査、カラーバリアフリーガイドラインの作成、権利擁護センター事業の充実、市民後見人の育成、福祉サービス第三者評価制度の受審促進、などについて報告いたしました。

次に資料7ページから13ページ、番号では18から34、福祉計画本文51ページから53ページ、でございますが、こちらでは目標2「安心して暮らせるまちづくりをめざして」に関連する施策の状況を報告させていただきました。主な実施事業としては、高齢者や障害者などへの制度外の福祉サービスの実施、ホームレスへの自立支援事業の実施、地域での見守り活動の充実、介護予防をはじめとする健康づくり事業の実施、などについて報告いたしました。

次に資料14ページから19ページ、番号では35から51、福祉計画本文54ページから57ページ、でございますが、こちらでは目標3「いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」に関連する施策の状況を報告させていただきました。主な取り組み内容として、地域における支援ネットワークの構築、社会福祉協議会等を核とした地域関係者との協力体制の構築、府中NPO・ボランティアセンター等による各団体への活動支援事業の実施、災害時要援護者の支援体制の整備、市内社会福祉施設との災害協定の締結、などについて報告いたしました。

次に資料19ページから25ページ、番号では52から69、福祉計画本文58ページから62ページ、でございますが、こちらでは目標4「みんなで作る支えあいのまちづくりをめざして」に関連する施策の状況を報告させていただきました。具体的な実

施事業として、福祉教育活動などノーマライゼーション理念の普及啓発活動の実施、団塊の世代の生きがい活動支援、ボランティア人材の経験・知識の活用、専門的な福祉従事者の養成などについて報告いたしました。

最後に、資料 2 6 ページから 3 3 ページ、番号では 7 0 から 9 5、福祉計画本文 6 3 ページから 6 8 ページ、でございますが、こちらでは目標 5「福祉のまちづくりをめざして(物理的なバリアフリー)」に関連する施策の状況を報告させていただきました。具体的には、道路、公共施設、学校、公園、交通などにおけるバリアフリー整備状況や、ユニバーサルデザインガイドラインの周知などサイン・案内・誘導に関する取り組みについて報告いたしました。

以上、平成 2 2 年度の実施状況についてご報告させていただき、その後目標 1 及び目標 2 を中心に委員の皆様からご意見・ご質問をいただいております。いただいた主なご意見・ご質問としましては、各施策の目標達成率の記載に関すること、自力での情報収集が困難な方への情報提供に関すること、テープ広報の編集及び媒体に関すること、カラーバリアフリーガイドラインに関すること、高齢者など支援の必要な方の実態把握に関すること、災害避難情報の提供に関すること、災害発生時における障害者等の避難誘導に関すること、などがございました。

詳細につきましては、資料 1 の議事録をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、このなかで、市で発行しているテープ広報について担当部署から進捗状況について回答をいただいておりますのでご紹介いたします。

前回いただいたご意見の内容としましては、媒体をカセットテープから CD 等の電子媒体へ変更と収録記事の増加、すなわちダイジュー図書化するというご意見をいただいております。

担当の広報課へご意見をお伝えし、現時点の回答では、媒体の CD 等への変更については、まず利用者への意向調査を行う必要があるため、実施時期などについて検討を行っているとのことです。

また、記事内容の収録量の増加については、作業期間、コスト、委託先の処理能力など解決すべき課題が多く、さらに研究が必要となりますが、少しでも多くの記事を収録できるように関係者と協力していきたい、とのことでございます。

以上、簡単ではございますが、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について」、前回の審議会における概要についての説明でございます。

また、本日ご欠席の委員から事前にご意見をいただいておりますので、その概要を報告させていただきます。委員からは、目標 3 の災害時要援護者事業について、避難誘導の際に障害者が取り残されないよう十分な対策を講じてほしい、というご意見をいただいております。

また、目標 5 の物理的なバリアフリー関連につきましては、

(1) 車いすを利用して外出する場合、実際には介助がなければ外出が難しいケースが少なくないため、通常は同居の家族に介助を依頼することが多くなってしまふ。

(2) 車いすでの外出に際しては、現状は移動ルートや駐車場、トイレなどの設備について依然として不足しており、また案内表示についても不十分な状態である。

(3) 車いすでの外出を容易にするため、公共交通をはじめさまざまな輸送手段について、今後さらなる充実が必要である。

(4) 公共施設等におけるだれでもトイレの設置や段差解消など、バリアフリー化をさらに推進する必要がある。

といったご意見をいただいております。

以上報告でございます。引き続き、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長：ありがとうございます。

目標の1と2は確認を終えております。目標3「いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」のところで、質問等ございますでしょうか。

委 員：番号35「支援ネットワークの推進」について、私は福祉のまちづくり推進委員会に参加して、会議をすること自体はいいことなのですが、もう少し踏み込んで市などと協力体制があればいいのかなと思いました。

事 務 局：「支援ネットワークの推進」に関しまして、小地域懇談会は市の関係部署ということで地域福祉推進課も含めまして関わっております。ただ、業務と重なることが多くなかなか参加できない状況ですが、ありがたいご意見だと思いますので今後も注意して参りたいと思います。

委 員：番号36「情報交換の場の設置」のところで、民生委員が出てくるのですが、民生委員の仕事の内容ですとか、社会福祉協議会との関係をお教えいただきたいと思うのですが。

事 務 局：民生委員につきましては、民生委員法に基づくものでボランティアなのですが、主な役割としては行政とのつなぎ役となります。例えば地域にお困りの方がいらっしゃれば、サービスが受けられるように相談を受け行政につなぎ、また災害時要援護者事業のように地域での見守りをお願いしております。地域福祉を推進するうえで重要な人材となっております。

社会福祉協議会は地域福祉を推進する社会福祉法人でございまして、いろいろと関係があり、例えば会議に参加し、事業の協力をお願いしたりしています。社協独自の事業についても協力をしています。

委 員：市役所は地域福祉や介護保険等に部署が分かれていますのですが、民生委員の方は生活に関わるもの全般的に相談に乗るということでしょうか。

事 務 局：すべてが民生委員さんで解決できるわけではありませんが、あくまでパイプ役といったほうがよろしいかと思います。

委 員：災害時要援護者事業につきまして、まず市のほうで75歳以上の人を割り出し、名簿を作っているのですが、本人が手を挙げないとダメだというのが前提にありますので、手を挙げなかった人、それから自治会には入っているが協定を結ばなかった自治会の人、その取扱いについて、本当はゼロにするのが理想なのですが、切捨てるのかペンディングにしておくのか、その辺のところ私も迷っているところがありまして教えていただきたいのですが。

事 務 局：災害時要援護者の対象の方にお声をかけさせていただいていますが、なかなか難しい課題がございまして、一つは個人情報の問題で、市もなかなか強制的にできないとこ

ろがあります。我々も、対象のすべての高齢者や障害者の方が要援護者名簿に名を連ねていただいて、安否確認、見守りの対象となっていただくのが一番いいと思っておりますが、個人情報保護の問題がありまして、最終的には手挙げ方式を採用させていただきます。

ただ、75歳以上ということをや件としておりますが、各自治会によって対象でない方も安否確認、見守りということを自主的にやっていただいても結構ですということをお話させていただいております。

今後、行政側としては一人でも多くの方に必要性を理解していただくことが責務であると思っております。周知活動を行い、多くの方にこの制度に参加していただくという努力を今後も続けていきたいと考えております。

会 長：個人情報保護法で守られているというのはあるのですが、75歳以上の方を含めて一般的にこういう問題では、このようにしているという広報・PRをしっかりと打ち出し、ここまでやってくれるのかと判断できれば、割と手を挙げてくれるということになるかと思っております。その辺のPR不足があるのではないかと感じておりますけれども、鋭意努力していただくということによろしいでしょうか。

委 員：自治会をパイプ役としてということが、いろいろな面で大きく働いてくると思うのですが、今自治会に入らないマンションが増えてきたり、自治会の存在自体を知らないというマンションが林立していると思います。自治会に入るメリットがわからない、煩わしいところがあっていいイメージがあまりないという新しいマンションの住人が増えて、また地元で育っていないような人間が増えてきて、自治会に対する意識のズレがあると思います。

そこで、自治会に入ると、例えば要援護者のネットワークに入れるなどのメリットがあるということをやうたっただいて、マンション側にアプローチしていただくと、自治会に入ろうという意見にまとまるかなと思います。

委 員：自治会に加入していただくメリットということをよく聞かれるのですが、地域活動のなかでやはりメリットはあります。ただ、自治会にも温度差があって進んでいる自治会と、そうでないところもあります。

向こう三軒両隣の延長線上に自治会というのがある、大勢の人をとりまとめていると思います。核家族になればみんな分断されてしまいます。必要性の有無については自治会連合会の宣伝不足だと思いますので、メリットがありますよという宣伝をこれからしていきたいと思っております。

委 員：私も自治会に入っておらず、情報がわからないことがあります。また、例えば引越したばかりだと地域の状況などわからないということもありますので、自治会についての内容を市の広報に載せていただきたいのですが。

事 務 局：広報の掲載については紙面の都合もあり、なかなか載せられないところもあるのですが、担当部署にはこういうご意見がありましたということをお伝えさせていただきます。また、自治会連合会さんとしてもいろいろPR活動しておりますので、そういったところでお知らせするですとか、いろいろな方法を考えていきたいと考えております。

会長：自治会連合会としてこういうことをしているということ載せていただくように、当審議会としてもぜひお願いしたいと思います。

委員：私も若い時分には自治会というのは何だろうなと疑問符を持っていたのですが、この前の震災で被害にあった身内の者がおりまして、ボランティアにも行ってきました。彼らが言うには、いざというときに頼りになるのは、先ほどおっしゃった向こう三軒両隣です。いざとなったら遠くの親戚よりも近くの隣人ということで、向こう三軒両隣の人たちがいろいろな支援をしてくれる。普段自分が独立して生活できるといっても、周りから何らかの形で支援を受けているはずなのです。今は自治会に入らなくても用は足りるかもしれませんが、これからは周りの人といくらかでも接触しながら、そういう交流を深めていかなければいざというときに困ることになるのだらうと思います。

地方に行くと結という組織がありますが、人のつながり、一人では生活できないのだということ認識する必要があると思います。誰かから自治会の意義を教えてもらうというよりは自分で働きかけて吸収していくとか、お互いに影響を受けながら生活するのが我々の社会の中の一員としての役割だと思うので、その辺はもう少し大きい気持ちでおられたらいいかなと思います。そのようなことを、震災のボランティアに行って痛烈に反省しているところです。

委員：100何戸あるマンションをまとめましょうといったときに、やはり温度差も出てきますし、客観的に人を納得させるツールとして何か提供していただけるものがあると、管理組合としては進めやすいと思います。

会長：市役所のほうも自治会をバックアップしていただきたいと思います。

それでは目標4「みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして」のほうでご質問等ございますでしょうか。

番号54の「福祉教育・啓発活動の推進」のところで福祉教育やボランティア体験というのは府中市の小中学校全部でやっているわけですか。また、何年生がメインですか。

事務局：何年生かということまでは、手元に資料がなくお答えできないのですが、小学生ですと低学年から4年生までを対象に手話や点字の指導、視覚に障害のある方との交流などの活動を昨年度しております。

また、小中学校の先生に対する研修や、中高生を対象に夏のボランティア体験ということでお子さんが申し込んで、何日間か保育所や福祉施設など市内の施設に行き、ボランティア活動をするというものがございます。これらは府中市社会福祉協議会が中心となって行っている事業です。

会長：府中市が先生に対する研修をしているというのは評価できると思います。先生が福祉のことをよく知らないで指導し、かえってバリアを作ってしまうことも多いわけですので、忙しいと思いますが、現代の福祉の流れを含めた対応の仕方についての研修をしていただければ、自然と生徒のほうに伝わっていくのではないかと思います。

委員：ボランティア体験の内容というのはどのようなものでしょうか。

事務局：簡単な資料しかないのですが、例えば車いすの体験、ガイドヘルプの体験、高齢者の

擬似体験であったり、視覚に障害のある方を招いて講演をしていただくといった活動です。

委員：ご説明のあったとおり、市から広報があったものに対して希望者が参加するという場合も多く、その場合は事前に研修のようなものもあって、それを踏まえたうえで障害者施設、介護施設へ行きます。また、よさこい in 府中に、中学生などは発表を通じた地域ボランティア交流と考え参加したり、市内の公立高校は運営へのボランティア参加をしています。

最近では、本にビニールのブックカバーを掛け、東日本大震災の被災地の学校図書館などに贈る活動を行っていますし、その時々でこういうボランティアがあると声があがったら参加するという形で活動しています。

委員：目の不自由な方に接したことがありますし、例えば駅とか道路とかで視覚障害者に親切にしようという気持ちはあるわけですが、初めのうちは手を引っ張って案内していたのが、よく聞いてみると手を引くというよりも肘に手を当ててもらって一緒に歩けばいいんだということに気がきました。だから、啓蒙活動ということであれば、そういう時にどのように接して差しあげればいいのかということ、子どもたちも含めてした方がよいのではないのでしょうか。

委員：府中市では視覚障害者を小学校の授業に呼んでいただいて、日常生活はこういうことをしているとか、点字はこういう道具を使って、こんなふうにして書いて読むんだとか、そのような啓蒙というか体験をしていただいたりする活動に参加したことがあります。

視覚障害者が困っているときに手伝ってあげたいという話については、このところ障害者に対する理解が高くなってきて、困っている時に手伝ってあげたいけれどもどうしていいかわからないという声が多く聞かれます。視覚障害者団体としてもそういう啓発活動を積極的にしていかなければならないと思っています。例えば、市内に点訳をするグループがありますが、その方たちが福祉まつりのときに体験コーナーということで、点字とはこういうものですよとPRしていらっしゃいます。そこで皆さんに書いていただいたものを、我々が手で触って読むということをお見せしています。せっかく、視覚障害者に限らず障害者の手伝いをしてあげたいという気持ちを持っていらっしゃるのに、それを十分に活かせない状況にありますので、これからの市の活動として、障害者団体を含めて一般の人に対し、具体的な、各論的な活動を進めていただきたいと思います。

会長：学校で行うのはあくまで体験学習としてのもので、ボランティアではありません。ボランティアというのはどちらかというと自立性、自発性、一番大事な継続性という問題があります。そういう意味では社会福祉協議会にボランティアセンターがありますので、そちらと連携をとりながら、学校からつなげる流れを作っていくのが一番いいのかなと思っています。

ボランティアのシステムをお話しますと、日本のボランティアというのは介助を頼まれたら実際に車いすを動かしたりします。全く知らない人がやる場合もある。欧米の場合は募金活動をし、専門家を雇って介助に入っていくというシステムをとっています。

す。将来的には日本でもそういうことを考える必要があるのかなと思っています。

いずれにせよ、社会福祉協議会にボランティアセンターがありますから、その辺をうまく使えるように府中市もバックアップしていただけるとありがたいなと思っています。

困っている人に出会ったときにどうすればよいかということについては、東京都心身障害者福祉センターで資料を作っていますので、そういうものを活用すればいいのかなと思います。

さて、番号55「福祉まつり・健康まつりの拡充」のところで、23年度はもう終わっていますね。分かる範囲で報告をお願いします。

事務局：23年度の福祉まつりは10月15日土曜日、16日日曜日に開催し、15日の午前中が大雨だったために入場者が伸びませんで、2日間あわせて2万6千人で、22年度の3万2千人からは若干落ちているという状況です。今回は震災がございましたので、チャリティーコーナーで物産を販売し、その収益を被災地の支援に当てるということを実施しております。

会長：番号61「団塊の世代の地域参加の促進」のところで、これはどこの自治体も迷っているかなと思います。最初のころ「夢バンク」の登録がかなり増えたのですが、それ以降はおそらく下降気味ではないかと思っています。団塊の世代をどうやって地域の中に引っ張り出して、いろいろやっていただくのかというのが課題になってきていますが、その辺を含めて確認をさせていただければと思います。

事務局：「夢バンク」は府中市社会福祉協議会の事業でございまして、団塊の世代を中心に今まで培った経験や知識を活用していただくということを目的とする事業です。登録人数は20年度904人、21年度1,008人、22年度は1,036人で、府中市では微増ではありますが、ほぼ横ばいという状況です。市も対策に取り組んでおりますが、正直なところ決め手に欠けるといところでございます。また、「団塊世代のためのハンドブック」を担当部署の市民活動支援課で作成し、広報活動をしている状況でございます。

「夢バンク」は団体の登録もありまして、20年度37団体、21年度47団体、22年度51団体で微増ではありますが、思ったよりは伸びていないというところです。

会長：団塊の世代も65歳以上になってきますので、いかに地域に戻っていただいて、地域の中でうまく生活をしていくかということは、今後重要になる問題かなと思います。番号68「地域コーディネーターの育成・配置」のところで、検討するとありますがどの辺まで進んでいるのでしょうか。

事務局：地域コーディネーターにつきましては、今年の夏に東京都社会福祉協議会のほうで社会福祉協議会等を活用した地域コーディネーターの配置についての答申が出ておりまして、そちらを参考にさせていただきながら庁内で研究をしております。

会長：どういう人をイメージしていますか。

事務局：地域の相談役ということでは民生委員さんが該当し得ることですし、また介護保険の関係でいえば地域包括支援センターも位置付けられると思います。具体的に何をするかという難しい話ですが、いろいろな支援の展開を考えていかなければいけないと

いうことで、こちらとしても今研究しているところです。

委員：地域コーディネーターのアイデアは良いのでしょうか、民生委員の話もしてきましたし、介護保険関係では地域包括支援センターもあるわけですね。ですから、あえて「地域コーディネーターの育成・配置」という必要はあるのでしょうか。逆にいえば、既存のそのような役割の人たちをどう活用するかを考えたほうがよいのではないのでしょうか。そもそも、どのような発想でこの地域コーディネーターというのは出てきたのでしょうか。

事務局：この地域コーディネーターという概念は、元々国レベルの調査機関が答申を出し、それを参考にして府中市も計画に入れたものです。役割はどういう形がいいのか、既存の資源を活用するのがいいのか、いろいろな問題がございます。

我々もどうしていかと検討しているところでして、地域の住民との連携、困ったときに手を借りたいということになりますと、当然自治会さんやご近所の方も役割を果たし得るわけで、どういった形でコーディネーターの役割を要請していくのか悩んでいるところです。

委員：上位計画で提案があったからというのではなくて、府中市は府中市の特色を持った行政のあり方があると思うので、この問題については既存の資源を活用して充実したほうが力になると思います。

会長：平成20年に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」から、将来的に地域福祉関係を全面的にできるコーディネーターを作る必要があるだろうということで、国へ答申が出たのですね。それに国が追随する形でこういうことになったのですが、実はもう一方で、民生委員、地域包括支援センター、障害者の相談員などがいらっしゃるので、そちらを充実したほうがより地域密着性があるだろうという2つの意見に分かれております。その辺を含めて府中市で論議をして、その結果、民生委員などの方を充実するということになれば、それはそれで構わないと思っております。

いずれにせよ、地域の中である程度福祉のことを知っていて、相談を受けることができるというシステムを作りましょうという考え方が基になったということだけ理解していただければと思います。

委員：長年高齢者施設で相談員をしております、障害をお持ちの方も年を取れば高齢者になるわけで、高齢者の相談だとしても障害の制度を知らなければならぬですし、ご家族そのものを支援しなければならぬとき、児童の相談の方につながなければならないなどもありますので、実際にコーディネートしなければならぬ場面は出てきます。

どんな分野の相談員でもその分野だけをやっているというわけではないと思いますが、分野によって分かりにくいことだったり、専門外のところでは市に聞きながらということもあると思います。いろいろな情報を得やすかったり、手をつなぎやすかったりということができれば、既存の相談員たちも地域の全般という意味での相談を受けてコーディネートするという役割を果たしやすくなるかなと思いますので、やはり新たに地域コーディネーターが出来るよりは、情報がうまくつながる方法をご検討いただくほうがありがたいかなと思います。

事務局：今年の夏に東京都の施策で熱中症対策をやりまして、自治会連合会、民生委員、老人クラブ、地域包括支援センターさんにいろいろご協力をいただきました。終わってから意見交換を行ったところ、縦割りではなく横の連携がものすごく大切だという意見で一致したのです。民生委員さんは定期的に代わられるけれども、自治会の方々は民生委員さんの顔と名前がわからない。それは随時横の連絡を取りながら、例えば自治会長さんが代われば民生委員さんへの情報提供をしていくことによって、随分連携も違ってくるのではないかという話がありました。

市でも、子どもは子ども、高齢者は高齢者ということではなくて、障害者、生活保護も含め、横の連携というのが今すごく求められているところです。庁内でも福祉の担当者の連絡会を作っておりますし、1つのケースでも障害をお持ちの方が高齢であったり、生活保護であったりということで、いろいろな要素が重なる方はたくさんいらっしゃいます。ですので、今までやってきた行政の縦割りということではなく、横の連携を取りながら、地域においても民生委員さんや地域包括支援センターであったり、いろいろな社会的な資源を使って、連携を取りながらやらなくてはいけないと痛切に感じておられて、横の連携や情報交換というのはものすごく大切だなと感じております。

その中で、この地域コーディネーターというのがどういう役割を担っていけるのか模索しながら、全く新しいものを作ればいいというものではなく、既存の社会資源を活用しながらグレードの高いものを作るということを研究していかなければならないと思っています。

会長：それでは、目標5「福祉のまちづくりをめざして（物理的なバリアフリー）」について、進捗状況を含めご質問等ございますでしょうか。

委員：バリアフリーということになると、ソフトの面とハードの面があり、目に付きやすいのはハードの面で担当部署は土木課などになりますが、地域福祉関係から見たバリアフリーということで、地域福祉推進課から土木課へこうしてほしいと意見を言われた場合に、その実現度というのはどのようなものでしょうか。

事務局：ハードの面での実現度については、なかなか数値で表すのが難しいのですが、例えば府中駅・府中本町駅周辺を重点整備地区として整備をするときに、土木課と地域福祉推進課が共同で事務局になりまして、国、東京都、各公共交通機関等とともに整備をしてまいりました。そのなかで、視覚障害者誘導用ブロックであれば100%に近い達成率です。ただ、市内全体で見ればまだ不十分なところもあって、予算の問題や土地の問題で拡張できないということもございますので、順次整備をしていく状況です。また建築物については、市内の小中学校の耐震化工事等をしております。その工事をするなかで、エレベーターの設置やだれでもトイレの設置を協議しております。建築確認申請があったときに、一定の用途、規模のものは関係課へ相談にくるように、いろいろな課が連携を取っています。その中の1つに地域福祉推進課が入っておりまして、福祉のまちづくり条例に照らしてこういった整備をしてほしいということで要望、指導等しているところです。

委員：南町の心身障害者福祉センターに行くところの遊歩道において、柵や棒が立っていて、

当初は車両の進入を禁止する意味で立てたのだと思うのですが、電動車いすの人が引っかかってスムーズに行けないを目撃したことがあります。ですから、今の時代にそぐわないバリアについては撤去してもいいのかなと思います。設置した当時はバリアフリーの問題は提起されていなかったのですが、一考の価値はあると思います。ここだけでなく、全域的に不便な場所があったら見直していただきたいなと思います。

会 長：ぜひ点検をしていただいて、しっかりと対応していただきたいと思います。福祉のまちづくり条例のなかで、電動式車いすなどが通れるような柵の設置の仕方がありますので、その辺も含め点検をお願いしたいと思います。

事 務 局：今のお話については、いろいろなところでご意見を伺っておりまして、担当部署でも予算の範囲で工事をしているところです。

以前、南町の心身障害者福祉センターの前の歩道に少し段差がございました。ご意見をいただいて、土木課で歩道の改修工事をしております。いろいろな機会のなかで、その時々のできる範囲で順次点検しながら直しておりますので、よろしくお願ひいたします。

委 員：最近、公共施設のトイレなどの案内板に点字で書いていただけなくなったのですが、それにとりどころ間違いがあります。例えばトイレの入口に、右男子トイレ、左女子トイレと書いてあるのが、実際には逆だったり、トイレの中の水洗ボタンのところに、非常ボタンが書いてあったりということがあるので、案内板が出来上がったあと、点字が読める方に点検をしてもらって、間違いがないかどうかを確認していただくような方法をとっていただきたいと思います。

事 務 局：いろいろ間違いがあるというご指摘について、我々も注意をしていかなければならないところだと思います。市の工事であったり、民間の工事の場合もありますが、そういったことはあってはならないことだと思いますので、点検等しながら直せるところから改修するように関係部署には働きかけていきたいと思っています。その際に、施設の点検をしたいという場合にはご協力をお願いいたします。

会 長：府中市はかなり立派なだれでもトイレを作っておりますが、点検、メンテナンスをきちっとやるということが大事だと思います。点字については心ない人が削ったりなんかして、読み方が違ってしまうことも多いですね。

それでは目標5まで一通り終わったということで、総合的にこういうことに気付いた、感想でも結構ですが、何かございますでしょうか。

委 員：先日ハザードマップをいただき、周囲の人にも配りまして大変喜んでおりました。ただ、地震が来た場合に避難場所に手話通訳がおりません。通訳がおりませんとコミュニケーションが取れませんので、設置することを決めていただきたい。今後このマップを作る予定がありましたら、通訳者の絵のようなものを載せていただけるとありがたいと思います。

事 務 局：防災のハザードマップについてご意見をいただきました。障害1つをとらえましてもいろいろなところがございます。いざ震災となった場合、どういう支援ができるのかということは、今の通訳の関係にしましても検討すべき課題だろうと思います。すぐにとりお返事はできませんけれども、1つのご要望、今後の検討課題とさせていただきます。

だきたいと思います。発災後すぐに行政の手が回るかという、なかなか難しい問題もございまして、その辺はご理解をいただければと思います。

委員：番号11「福祉サービス第三者評価の制度の普及・促進」ということで、どういう評価をするのかということと、平成21年度の実績で民間施設の受審が高齢者サービスと障害者サービスで対象が124施設あって、そのうち高齢と障害で10分の1程度の14施設で受審したということによろしいでしょうか。

事務局：福祉サービス第三者評価は評価の項目が事業評価と利用者調査の2種類ございます。それぞれ評価機関がそこに出向きまして、ヒアリングをしたり調査票を作成したりして審査をしています。

受審件数について、受審をする際に市に補助金の申請をしていただくものと、東京都へ直接申請するもの、補助金を受けずに受審するものがあります。実績に挙げているのは市に申請があったものです。すべての施設が受審をしているわけではございませんで、東京都は3年に1度受審をするように言うてはいるのですが、毎年実施しているアンケートでは業務が忙しくて受審が難しいということであったり、介護保険の事業所ですと介護サービスの公表という類似の制度があるので負担であるという意見をいただいております。

会長：基本的には福祉関係の全事業所にやってほしいということ。介護保険制度では公表制度がありまして、必ずやらなくてはならないものです。福祉サービス第三者評価は事業者の経営層の意見と職員の意見と利用者の意見の3つを合わせて、こういう取組みをしています、あるいはもう少しこういうことをやったほうが良いのではないかとすることを公表する制度です。1件あたりいくらかという補助金を出しますので受審してくださいというスタイルをとっています。「福祉ナビゲーション（福ナビ）」を見ていただくとどういうことをやっているかという評価がしっかりと出ていますので、いろいろな施設の特徴をそこで確認していただいて、将来事業所を選んで契約してくださいという制度です。

委員：不合格になった例はあるのですか。

会長：不合格ということではなく、こういうことをやっていますよということ。実はBが3つ付いていたところがありましたが、今年みると事業を閉鎖しているというものもあります。

委員：北山町、西原町、西府町を通る道路の歩道が大変狭い。通学路にもなっているのですが、そういうところを拡幅していただくことはできないのでしょうか。

事務局：第七小学校周辺ということによろしいでしょうか。道路の計画に基づき、関係部署が協議をしながら手続を進めておりますが、用地の買収等ありますので、すぐということになるとなかなか難しいという答えが返ってくると思いますが、ご意見がありましたことは関係部署にお伝えさせていただきます。

会長：それでは事務局からほかに説明がございましてでしょうか。

事務局：今お手元にお配りさせていただいております資料ですが、京王線4駅における視覚に障害のある方の安全対策の実施についてということで、駅のプラットフォームに警告用の点状ブロックが敷設されているのは皆さんご存知だと思います。これについて、従

来の形に加えて線状の内方線が付いた、内方線付点字タイルに交換するという内容のお知らせです。

府中駅はすでになっているのですが、分倍河原駅、東府中駅、多磨霊園駅、武蔵野台駅の4駅で実施するもので、事業主は京王電鉄株式会社です。この工事前段として利用者の方の意見募集を行いますということで、期間は1週間程度で短いのですが、ご意見がある場合はお電話をいただければという内容になっています。

ご承知のとおり、視覚に障害のある方のホームからの転落事故等を防ぐためにいろいろな駅でホームドアですとか内方線付点字タイルを設置する工事を進めております。今回は乗降客数の関係もあり、内方線付点字タイルの設置工事をするという連絡を受けておりまして、何かご意見があればお伺いしたいということで、お知らせでございます。

委員：なぜ内方線付かといいますと、普通に警告ブロックのブツブツが付いているだけだと、視覚障害者が歩いているときにどちら側が線路で、どちら側が安全なほうかわからなくなる時があるのですね。ちょっと錯覚を起こして線路側のほうへよけて転落したりすることがあるので、内方線付の警告ブロックにしていいただければ、内方線のある方が安全だとわかるのでより安全に行動ができるということで、内方線付点字タイルに換えていただくということをお願いしました。

会長：よろしいでしょうか。

これまで、進捗状況についてご説明がありました。これらを受けて、3月いっぱいまで23年度の予定を実行に移すということになります。

そのあたりも含めまして、今後の予定について説明をお願いします。

事務局：今年度予定していた会議についてはこれで終了となります。この地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画は平成21年度からの6年計画ですが、23年度が終了すると丁度半分が終わるということになります。24年の6月以降になると思いますが、23年度実績及び中間報告という形でこの審議会でご報告させていただきたいと考えておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

会長：それでは時間も来ましたので、第3回福祉のまちづくり推進審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。